

都市計画道路 大西大通り線に関する 近隣住民説明会

会 場:緑区合同庁舎

開催日:令和7年1月18日(土)
19日(日)
20日(月)

相模原市 都市建設局 リニアまちづくり課

1/20

【説明内容】

ただいまより、都市計画道路 大西大通り線に関する近隣住民説明会を開始いたします。

説明時間は概ね10分を予定しております。

また、終了後には質疑応答の時間を設けております。

- 1 事業概要について
- 2 事業の必要性について
- 3 今後の事業の予定について
- 4 補償調査及び用地測量について

【説明内容】

まず初めに本日の説明会の内容についてご説明いたします。

本日の説明会では、

改めてのご説明になりますが、
1つめと2つめに
事業の概要と事業の必要性について

3つめに、今後の事業の予定について

4つめに、補償調査及び用地測量について

ご説明いたします。

01

事業概要について

3 / 20

【説明内容】

それでは、
事業概要についてご説明いたします。

橋本駅周辺整備推進事業の概要について

橋本駅南口での土地区画整理事業により、土地利用の高度化、都市機能の集積を図る。

土地区画整理事業区域内の土地利用計画

1 駅まち一体牽引ゾーン

- 駅と街区が融合した「駅まち一体のまちづくり」を牽引するゾーン
- 駅を起点とした利便性の向上と、駅とまちの一体感を醸成し、まち全体へ賑わいを広げる。

2 広域交流ゾーン

- 観光、物産、産業等に関する交流や情報発信の拠点となるゾーン
- 交通広場と連携した交通結節機能等の導入を図るとともに、まちの発展に合わせた様々なトライアルを実践

3 複合都市機能ゾーン

- 働きやすさ、住みやすさ、過ごしやすさを兼ね備えた、誰もが心地よく過ごせるゾーン
- 子どもから高齢者まで様々な世代の活動を支える複合的な都市機能を導入

4 ものづくり産業交流ゾーン

- 産業集積を牽引するゾーン
- 研究、インキュベーション、交流等の機能導入を図り、広域から人材が集まる拠点として、産業発展、技術創造を牽引



※リニア駅周辺まちづくりガイドラインから引用・加筆

※写真は他都市の事例



【説明内容】

橋本駅南口では、相原高校跡地を中心とした敷地において、土地区画整理事業により、交通広場の整備や新たな街区の整備を行い、土地利用の高度化、都市機能の集積を図ってまいります。また、京王駅の移設や自由通路の整備を行い、周辺街区を一体的に捉え、駅とまちが一体となったまちづくりを進めてまいります。その実現に向け、駅を中心に4つのゾーンを設定しました。

水色・黄色・ピンク・紫に塗られた土地では、ゾーンごとに特色のある都市機能を集積させ、多様な人々の活動の拠点を形成します。

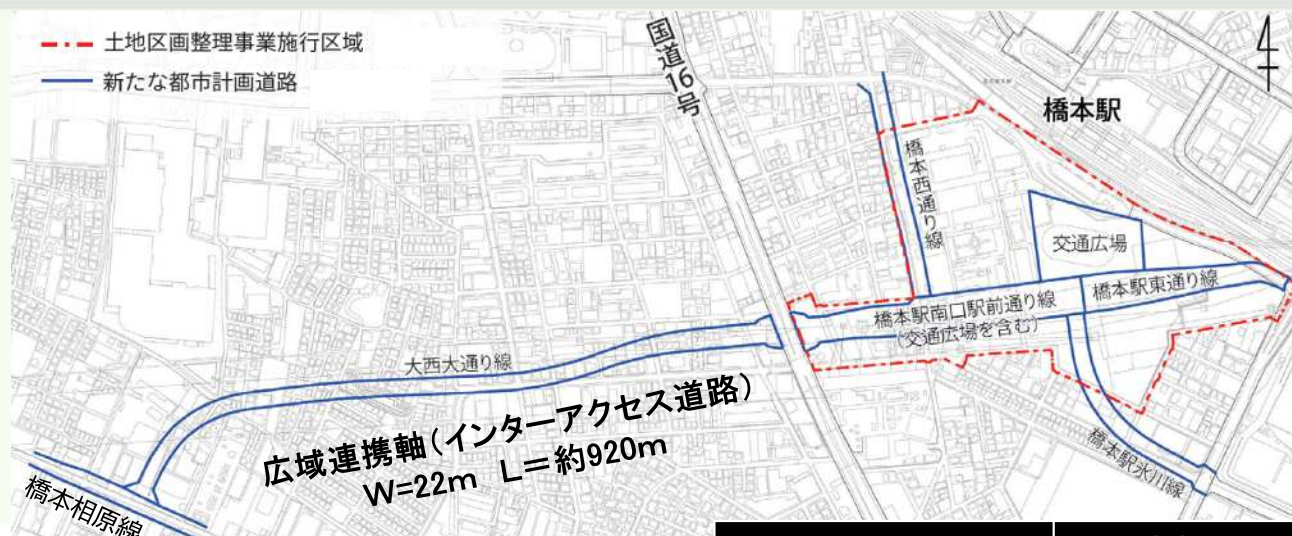
このようにして、橋本駅周辺地区では、周辺都市からの求心性を高める都市づくりを進めてまいります。

1. 事業概要について

相模原市リニアまちづくり課

橋本駅周辺整備推進事業の概要について

➡6路線の都市計画決定・変更、土地区画整理事業の区域決定(令和5年3月)



【3・3・8号大西大通り線】

路線全線の代表幅員22m



路線名	代表幅員
大西大通り線	22.0m
橋本相原線	23.5m※交差点部
橋本西通り線	22.5m
橋本駅南口駅前通り線	49.0m
橋本駅東通り線	49.0m
橋本駅氷川線	22.5m

5 / 20

【説明内容】

また、橋本駅南口の新たなまちづくりに向け、令和5年3月に6路線の道路の都市計画決定・変更を行いました。

国道16号より西側が大西大通り線及び橋本相原線です。大西大通り線は、代表幅員22.0m、延長約920mの道路の計画です。

橋本相原線については、大西大通り線の整備にあたり、交差点が新しく必要となるため、交差点に必要な範囲について、拡幅する計画となっております。

事業の概要に関する説明は以上です。

02

事業の必要性について

6 / 20

【説明内容】

続きまして、事業の必要性についてご説明いたします。

大西大通り線の必要性①

➡ 圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能を向上させるために必要

リニア中央新幹線



三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)を結ぶ新たな産業軸

圏央道



首都圏における研究・物流軸

×

「情報・人材・文化」
国内外からの
交流の要衝

橋本駅周辺から相模原インターチェンジ方面への直達性を高めることにより、多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するなど、周辺都市間との交流・連携を支える道路として必要。

7 / 20

【説明内容】

大西大通り線の必要性について、ご説明いたします。

大西大通り線の必要性は2つあります。

1点目は圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能を向上させるためです。

リニア中央新幹線により三大都市圏を結ぶ新たな産業軸と

圏央道による首都圏の研究・物流軸が交わる橋本は、

「情報・人材・文化」において国内外からの交流の要衝となり得るポテンシャルを有しています。

橋本駅周辺から相模原インターチェンジ方面をつなぎ、

多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するなど、

周辺都市間との交流・連携を支える道路として大西大通り線は必要と考えております。

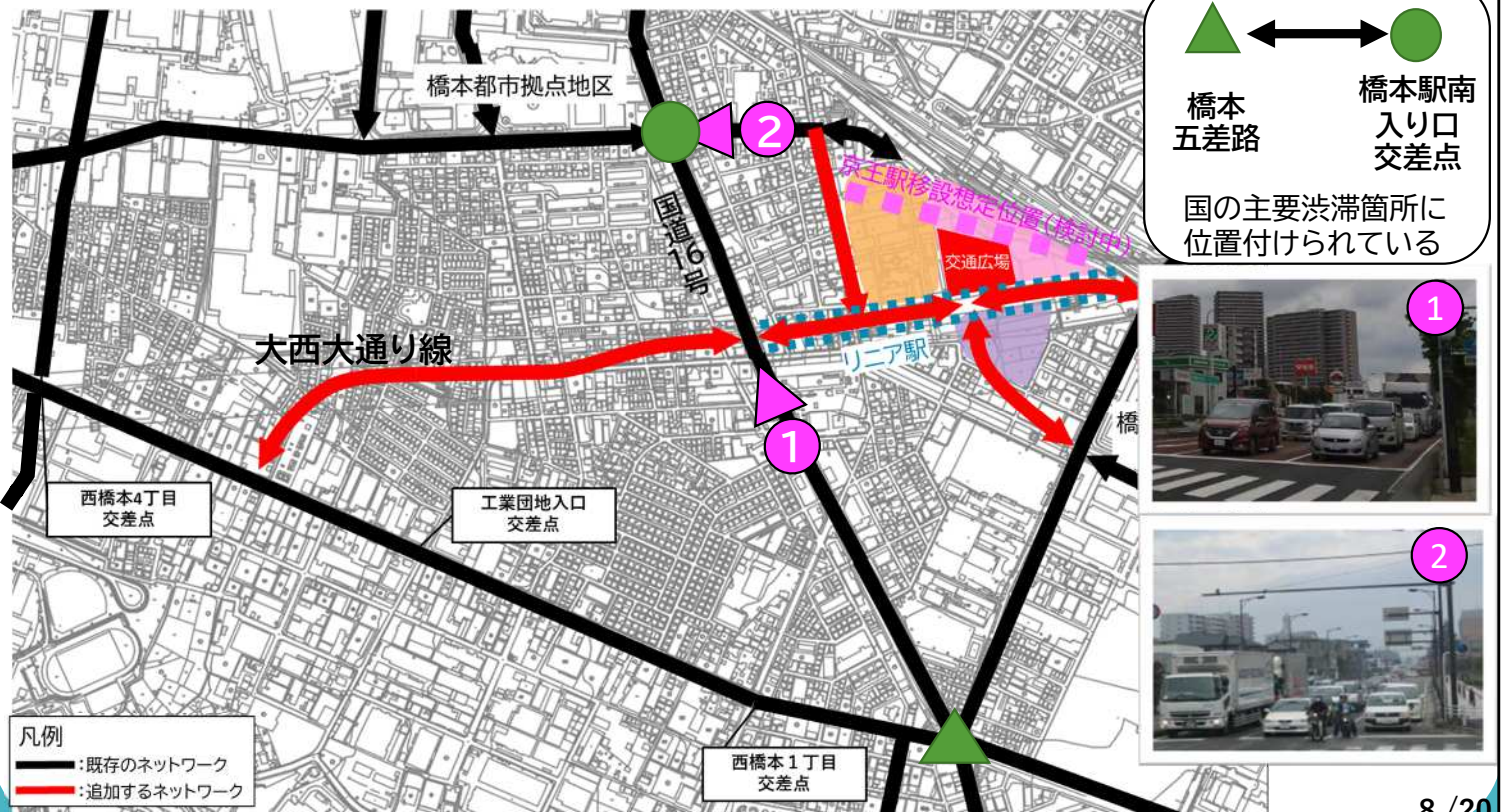
2. 事業の必要性について

相模原市リニアまちづくり課

大西大通り線の必要性②➡

周辺道路の交通の円滑化のために必要

現在、駅周辺の道路は慢性的に渋滞しており、今後のまちづくりに起因する交通の増加により、更に負荷をかけることが出来ない。



【説明内容】

続きまして、2点目は周辺道路の交通の円滑化を図るためです。

現在の橋本駅周辺は、橋本五差路から橋本駅南入り口交差点が神奈川県的主要渋滞箇所位置付けられており、慢性的に混雑している状況です。

今後まちづくりにより発生する新たな交通により、周辺道路のさらなる混雑を招くことが想定されます。

図の中の黒い線は、既存の都市計画道路又は主要な道路を示しており、図をご覧くださいと、幹線的な機能を持つ道路がないことから、周辺道路の交通の円滑化を図るため、大西大通り線は必要であると考えています。

03

今後の事業の予定について

9 / 20

【説明内容】

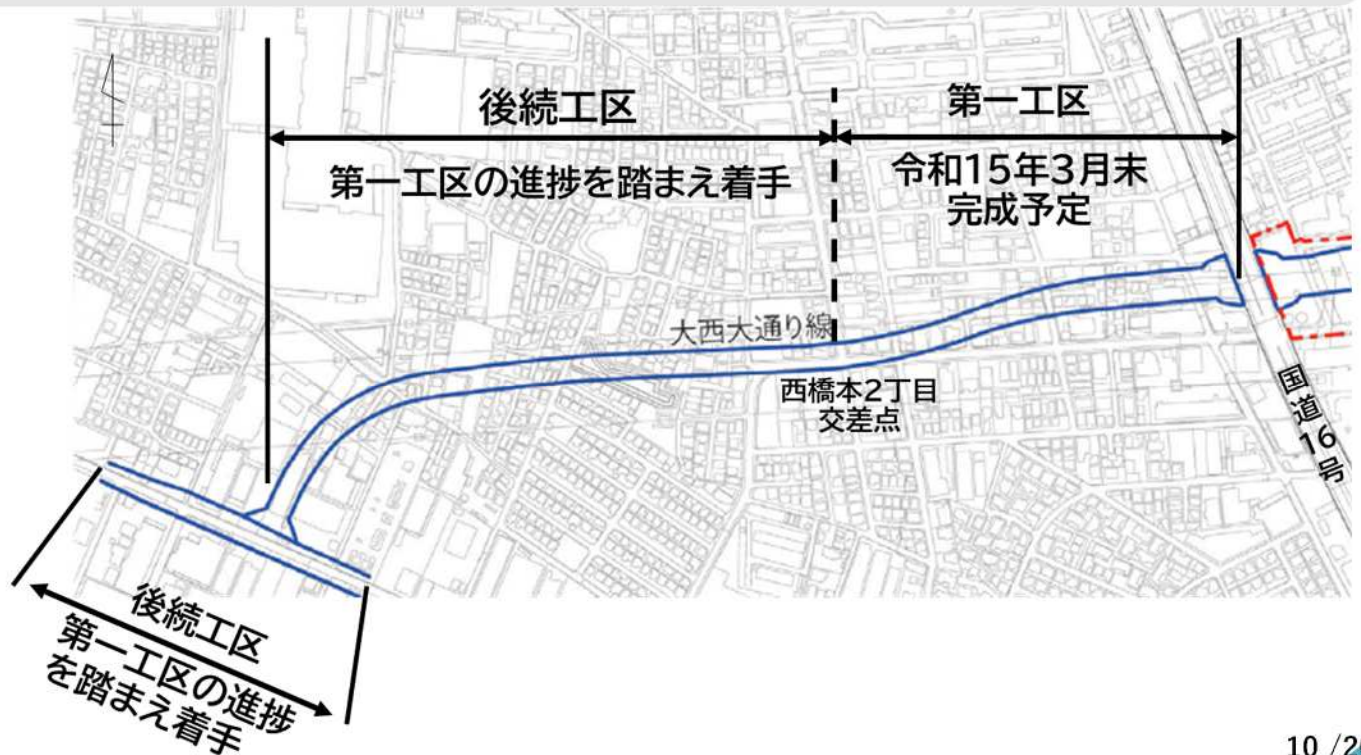
続きまして、今後の事業の予定についてご説明いたします。

3. 今後の事業の予定について

(1) 事業の進め方について

まずは、国道16号から西橋本2丁目交差点までの区間を第一工区として設定し、先行して開通出来るよう、事業を進めてまいります。

西橋本2丁目交差点から西側については、後続工区として、第一工区の事業の進捗状況を踏まえて事業に着手する予定です。



【説明内容】

事業の進め方についてです。

まずは、国道16号から西橋本2丁目交差点までの区間を第一工区として設定し、先行して開通出来るよう、事業を進めてまいります。

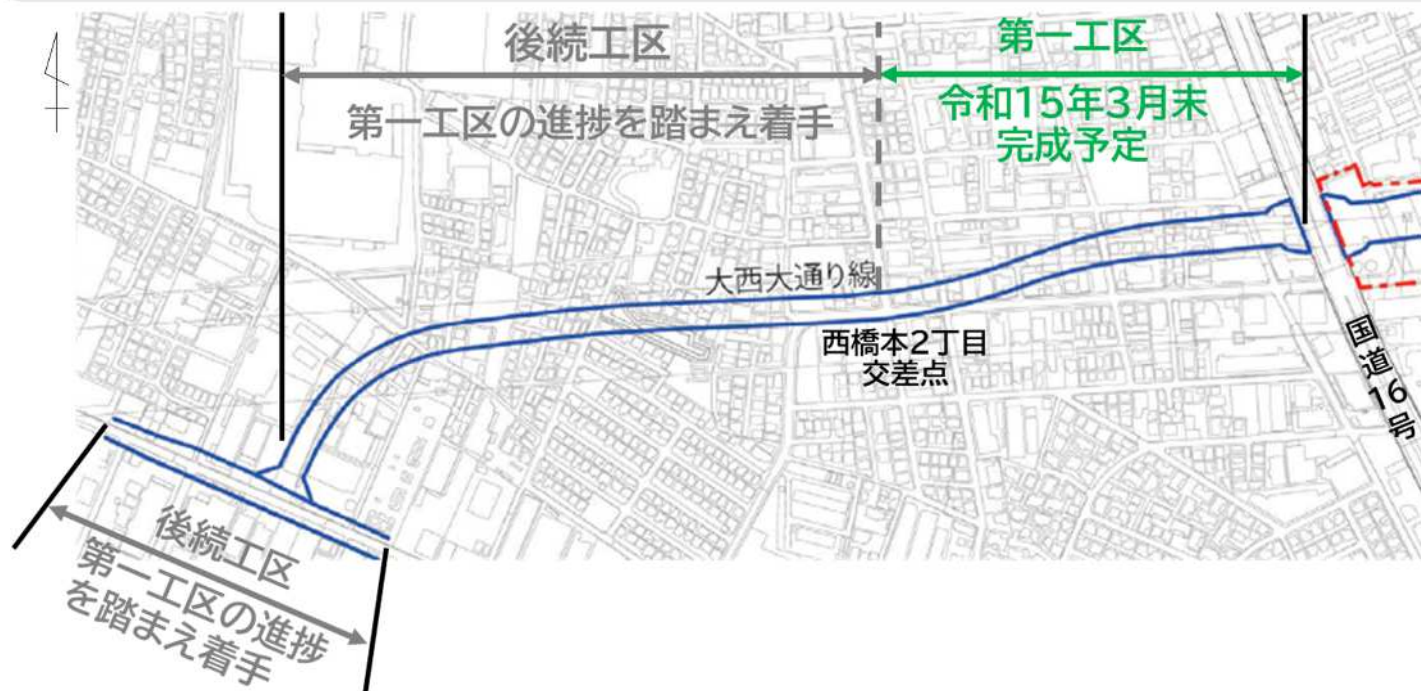
西橋本2丁目交差点から西側については、後続工区として、第一工区の事業の進捗状況を踏まえて事業に着手する予定です。

3. 今後の事業の予定について

(2) 事業の認可について

認可権者である県との調整状況を踏まえ、**第一工区については令和7年4月以降の認可申請**を目指し、令和15年3月末の完成に向けて事業を進めさせていただきたいと考えています。

また、後続工区は第一工区の進捗状況を踏まえて事業に着手いたします。



【説明内容】

次に事業認可についてご説明いたします。

認可権者である県との調整状況を踏まえ、第一工区については令和7年4月以降の認可申請を目指し、令和15年3月末の完成に向けて事業を進めさせていただきたいと考えています。

また、後続工区は第一工区の進捗状況を踏まえて事業に着手いたします。

(2) 事業の認可について

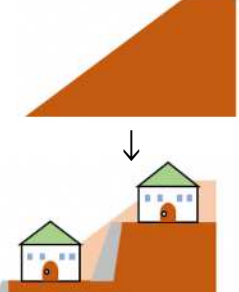
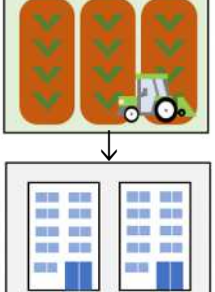
【事業認可の取得による土地への制限について】

- 建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内で土地の形質変更、建築物の建築や工作物の建設等を行おうとするときは、市長の許可が必要となり、原則として禁止となります。

- 土地建物等の売買の届出(都市計画法第67条)

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、施行者(相模原市)への届出が必要となります。

形の変更	質の変更	建築物の建築	工作物の建設
例) 法面を切土 	例) 農地を宅地化 	例) 家の新築、改築 	例) 塀の新設、改築 

12 / 20

【説明内容】

次に第一工区の事業認可取得による土地への制限をご説明いたします。

まず1点目は建築等の制限です。

都市計画法第65条にもとづくもので、

事業地内で土地の形質変更、建築物の建築や工作物の建設等を行おうとするときは、市長の許可が必要となります。

2点目は土地建物等の売買の届出です。

都市計画法第67条にもとづくもので、

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、施行者である相模原市への届出が必要となります。

3. 今後の事業の予定について

(3) 路線の認定・区域決定(変更)について

後続工区を含め、大西大通り線全体の整備を確実に進めていくため、道路法による“路線の認定”及び“区域決定(変更)”を行います。

前回(令和6年5月)の説明会では、**第一工区のみ**行うこととしていましたが、**路線全体(第一工区及び後続工区)について、“路線の認定”及び“区域決定(変更)”**を行います。

【前回(令和6年5月11・12・16日)説明会時】



13 / 20

【説明内容】

次に路線の認定・区域決定(変更)についてご説明いたします。

後続工区を含め、大西大通り線全体の整備を確実に進めていくため、道路法による“路線の認定”及び“区域決定(変更)”を行います。

前回 令和6年5月に行った説明会では、第一工区のみ行うこととしていましたが、

(次ページに続く)

3. 今後の事業の予定について

(3) 路線の認定・区域決定(変更)について

後続工区を含め、大西大通り線全体の整備を確実に進めていくため、道路法による“路線の認定”及び“区域決定(変更)”を行います。

前回(令和6年5月)の説明会では、第一工区のみ行うこととしていましたが、路線全体(第一工区及び後続工区)について、“路線の認定”及び“区域決定(変更)”を行います。

【今後の方針】



【説明内容】

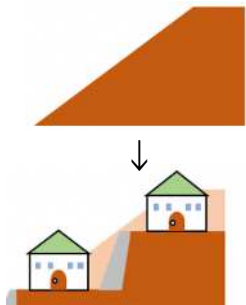
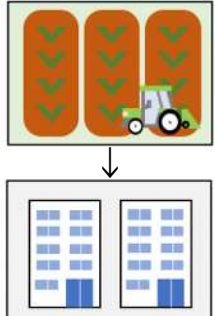
方針を変更し、路線全体である第一工区及び後続工区について、“路線の認定”及び“区域決定(変更)”を行います。

道路の路線の認定には、議会の議決が必要となるため、令和7年3月の市議会へ路線の認定について提案します。

市議会で議決された場合、道路の区域決定・変更を行います。

(3) 路線の認定・区域決定(変更)について 【区域決定(変更)による土地への制限について】

- 道路予定区域(道路法第91条)の制限について
道路管理者(相模原市)が土地を取得する前であっても、次の行為については、道路管理者(相模原市)の許可が必要となり、原則として禁止となります。
なお、都市計画事業認可を取得する場合と異なり、ただちに土地収用の権限が発生するものではありません。
 - ▶ 土地の形質を変更
 - ▶ 工作物の新築、改築、増築、大修繕、又は物件の付加増置

形の変更	質の変更	工作物の新築等
例) 法面を切土 	例) 農地を宅地化 	例) 家や塀の新築、改築等 

15 / 20

【説明内容】

次に、道路の区域決定・変更による土地への制限をご説明いたします。

道路法第91条にもとづくもので、

道路の区域内については、市が土地をお譲りいただく前であっても、

土地の形質変更や

工作物の新築・改築・増築、大修繕、又は物件の付加増置等を行おうとするときは、

道路管理者である市の許可が必要となります。

(3)路線の認定・区域決定(変更)について 【方針を変更した理由】

第一工区だけではなく、後続工区も併せて路線の認定・区域決定(変更)を行うこととした理由としては次のとおりです。

○後続工区の地権者の皆様から相続やライフサイクルの変化等を理由とした買収の希望があった場合においても、市が買収に応じることが出来るようにし、路線全体として確実な整備を行うため

○後続工区において、道路整備に係る事業費の増嵩につながる土地利用を防ぐため

【説明内容】

次に、路線の認定・区域決定・変更について、前回の説明会から方針を変更した理由についてです。

第一工区だけではなく、後続工区も併せて路線の認定・区域決定(変更)を行うこととした理由としましては、

1つ目に、後続工区の地権者の皆様から相続やライフサイクルの変化等を理由とした買収の希望があった場合においても、市が買収に応じることが出来るようにし、路線全体として確実な整備を行うためです。

2つ目に、後続工区において、道路整備に係る事業費の増嵩につながる土地利用を防ぐためです。

04

補償調査及び用地測量について

17 / 20

【説明内容】

続きまして、補償調査及び用地測量についてご説明いたします。

(1) 補償調査について



- 第一工区から補償調査を行ってまいります。(測量済の箇所)
- 補償調査により、市からの補償費をお示し出来るようになります。
- 市から順次、調査の実施について、ご相談に伺いますが、
早期の調査実施をご希望の方はご連絡をお願いします。

※補償の概要については、参考資料①に内容を記載しております。
不明な点がありましたら個別にご説明いたしますのでご連絡ください。

【連絡先】リニアまちづくり課

電話:042-707-7047(8:30~17:15、土日、祝日を除く)

メール:linear-ma@city.sagamihara.kanagawa.jp

18 / 20

【説明内容】

初めに、補償調査についてです。

- 補償調査については、第一工区から順次行ってまいります。
- 補償調査を行うことにより、市からの補償費をお示し出来るようになります。
- 市から順次、実施のご希望を伺ってまいります。早期の調査実施をご希望される方が
おられましたら、ご連絡をお願いします。

なお補償の概要については参考資料①に内容を記載しております。
不明な点等がありましたら、個別にご説明することも可能ですので、
記載の連絡先にご連絡ください。

(2) 用地測量について



- 後続工区について、4月以降、用地測量を実施する予定です。
- 用地測量を行うことで、計画している道路が現地でどの位置になるのか明確になります。
- 測量にご協力いただけるか意向確認を行い実施してまいります。

※用地測量については、参考資料②に内容を記載しております。
不明な点がありましたら個別にご説明いたしますのでご連絡ください。

【連絡先】リニアまちづくり課

電話:042-707-7047(8:30~17:15、土日、祝日を除く)

メール:linear-ma@city.sagamihara.kanagawa.jp

19 / 20

【説明内容】

次に用地測量についてです。

4月以降、後続工区についても用地測量を実施する予定です。

用地測量を行うことで、
計画している道路が現地でどの位置になるのか明確になります。

第一工区と同じように、
測量へのご協力について意向確認を行ってから実施してまいります。

用地測量で行うことについては、参考資料②に記載しております。
不明な点等がありましたら、個別にご説明することも可能ですので、
記載の連絡先にご連絡ください。

ご説明は以上でございます。

20 / 20

【説明内容】

都市計画道路事業 大西大通り線に関するご説明は以上でございます。
ありがとうございました。